

5 0 0 8 輸出申告における申告事項

貨物を輸出しようとするときは、税関に輸出申告をしなければなりません。

輸出申告は、輸出（積戻し）申告書を税関に提出することにより行うこととなり、この輸出（積戻し）申告書に記載する事項を申告事項と呼びます。

- 1 貨物の記号・番号・品名・数量及び価格
- 2 貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称
- 3 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号
- 4 貨物の蔵置場所
- 5 その他参考となるべき事項

（関税法第67条、同法施行令第58条、第59条の2）